

65歳以上のかたへ平成28年度分の介護保険料納入通知書を7月1日(金)にお送りします

介護保険料額(所得段階)は、平成28年度の市町村民税の課税状況や合計所得金額などをもとに算定したものです。

問い合わせ 介護保険課 ☎(888)5672

平成28年度から介護保険料普通徴収(金融機関や口座振替での納付)のかたは、7月の第1期から翌年3月の第9期までの年9回で納めていただくことになりました。

また、従来の金融機関などに加え、新たにコンビニエンスストアや東北6県の郵便局でも納付できるようになりました。

4月以前から年金引き落とし(特別徴収)になっているかたや、今年8月までに特別徴収になるかたには、はがきサイズの通知書をお送りします。

平成27年度中に65歳になったかたで、一定の条件に該当するかたは、特別徴収に変わります。

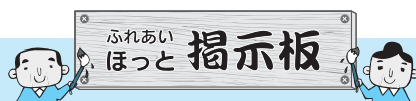
平成28年5月以降に資格を喪失(死亡や転出など)したかたにも納入通知書をお送りします。平成28年度の保険料を納める場合や納付済みの保険料が還付される場合があります。

なお、保険料が還付される場合は別途ご案内します。

■平成28年度 65歳以上のかたの介護保険料

所得段階	対象者	保険料額(年額) *下段は算式
第1	生活保護受給者、世帯員全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者または本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	33,653 円 (基準額 × 0.45)
第2	世帯員全員が市町村民税非課税で本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下のかた	52,349 円 (基準額 × 0.7)
第3	世帯員全員が市町村民税非課税で本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超えるかた	56,088 円 (基準額 × 0.75)
第4	本人が市町村民税非課税で公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	67,306 円 (基準額 × 0.9)
第5	本人が市町村民税非課税で公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えるかた	74,784 円 (基準額)
第6	本人が市町村民税課税のかた (合計所得金額が120万円未満)	89,741 円 (基準額 × 1.2)
第7	本人が市町村民税課税のかた (合計所得金額が120万円以上150万円未満)	97,220 円 (基準額 × 1.3)
第8	本人が市町村民税課税のかた (合計所得金額が150万円以上180万円未満)	112,176 円 (基準額 × 1.5)
第9	本人が市町村民税課税のかた (合計所得金額が180万円以上250万円未満)	119,655 円 (基準額 × 1.6)
第10	本人が市町村民税課税のかた (合計所得金額が250万円以上300万円未満)	127,133 円 (基準額 × 1.7)
第11	本人が市町村民税課税のかた (合計所得金額が300万円以上400万円未満)	130,872 円 (基準額 × 1.75)
第12	本人が市町村民税課税のかた (合計所得金額が400万円以上)	134,612 円 (基準額 × 1.8)

*公的年金には、非課税年金(遺族年金、障害者年金)を含みません。



介護支援ボランティア登録講習会

介護保険施設などでボランティア活動をして、集めたスタンプをポイントに換えると、年間最大5千円の交付金が受けられます。

ご希望のかたは、介護保険被保険者証を持って、下記日程の講習会(いずれか1日)へ直接お越しください。保険料230円が必要です。

対象▶65歳以上で要介護認定を受けていないかた
講習会▶6月23日(木)10:00~11:30、7月22日(金)14:00~15:30

会場▶市老人福祉センター3階(八橋)

問▶秋田市社会福祉協議会 ☎(862)7445

いきいきサロン・秋田民謡手踊り教室

対象は65歳以上。参加無料。直接会場へ。

日時▶6月30日(木)10:00~12:00

会場▶飯島老人いこいの家 ☎(845)3692

けやき大学・実用書道教室

対象は60歳以上。参加無料。道具は各自で。

日時▶7月6日(水)から27日(水)までの毎週水曜、13:30~15:30

会場▶市老人福祉センター

定員▶30人(抽選) **申込**▶6月24日(金)まで、電話(10:00~15:00)かFAXで氏名、連絡先を秋田市社会福祉協議会へお知らせください。

電話(10:00~15:00)かFAXで氏名、連絡先を秋田市社会福祉協議会へお知らせください。

☎(862)7445・FAX(863)6068

介護保険の利用者負担軽減サービスをご利用ください

介護サービスの利用料が軽減される

1 社会福祉法人利用者負担軽減確認証と **2** 介護保険負担限度額認定証を交付しています。詳しくは介護保険課各担当へお問い合わせください。



問い合わせ **1** は企画・給付担当 ☎(888)5672
2 は認定担当 ☎(888)5675

現在「確認証」「認定証」をお持ちのかたは、7月31日(日)で期限が切れますので再度申請が必要です

1 社会福祉法人利用者負担軽減確認証

「確認証」を提示すると、社会福祉法人が提供する下記の在宅・施設サービスの利用者負担額の25%を軽減します(高齢福祉年金受給者は50%軽減)。

対象者▶下記の6つの要件をすべて満たし、収入や世帯状況などを勘案し、生計が困難であると市が認めたかた

- ・世帯全員が市民税非課税
- ・単身世帯で、年間収入が150万円以下(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算)
- ・単身世帯で、預貯金などの額が350万円以下(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算)
- ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- ・負担能力のある親族などに扶養されていない
- ・介護保険料を滞納していない

対象サービス▶①在宅サービス…訪問介護(※)、通所介護(※)、短期入所生活介護(※)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護(※)、小規模多機能型居宅介護(※)

②施設サービス…特別養護老人ホーム

生活保護受給者の場合…在宅サービスの短期入所生活介護(※)と施設サービスの特別養護老人ホーム利用が対象で、その居住費(滞在費)の全額を軽減します

※=介護予防サービス費を含みます

社会福祉法人利用者負担軽減確認証の申請方法

市役所2階の介護保険課にある「申請書」「課税状況の調査への同意書」「収入状況等申告書」に必要事項を記入の上、収入・資産・預貯金・扶養状況を確認できる書類と一緒に、同課へ提出してください。同意書には、世帯全員の同意と押印が必要です

2 介護保険負担限度額認定証

「認定証」を提示すると、下記対象施設の居住費・食費の自己負担額が軽減されます。

対象施設▶特別養護老人ホーム、介護老人保健・介護療養型医療・短期入所生活介護・短期入所療養介護の各施設

*短期入所は介護予防サービスも対象です。また、グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所などは対象外です。

対象者と負担限度額	居住費の上限額(日額)			食費の上限額(日額)
	ユニット型個室	ユニット型準個室または従来型個室	多床室	
第1段階 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・生活保護受給者	820円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階 ●平成28年7月まで 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下のかた ●平成28年8月から 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下のかた	820円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階 世帯全員が市民税非課税で、上記の第1または第2段階に該当しないかた	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円
第4段階 上記以外のかた	施設が定める額(認定証の交付はなし)			

*上記の第1～第3段階に該当する場合でも、世帯を別にしていて配偶者が市民税の課税者である場合や、預貯金などの金額が1,000万円(夫婦の場合は配偶者と合わせて2,000万円)を超える場合は対象となりません。

*金額の()内は、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護施設の従来型個室の額です。

介護保険負担限度額認定証の申請方法

市役所2階の介護保険課にある「申請書」と預貯金などを確認できる書類(生活保護受給者は不要)を、同課または河辺・雄和の各市民サービスセンター窓口へ提出してください

申請書は下記ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/kg/futangenndo.htm>